

## 催物（イベント）開催の目安

### 1 参加人数の定義

参加人数は、公演主催者と来場者のいる場所が明確に分かれている場合は来場者数のみを計上することとし、公演主催者と来場者のいる場所が明確に分かれていない場合は、両者を合計した数とします。

### 2 従来の日安

- ・屋内であれば5,000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数にすること
- ・屋外であれば5,000人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること  
(できるだけ2m)

### 3 新たな目安

「11月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月11日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）」に基づき、9月19日から11月30日までのイベント開催の目安を次のとおりとします。

#### (1) イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

以下の措置のいずれも、並びに「別紙2 感染防止のチェックリスト」に記載されている内容が、公演主催者及び施設管理者の双方において、本ガイドライン並びに業種別ガイドラインにより担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、下記「(2) 開催制限の緩和」を適用することとします。それ以外の場合は、上記、従来の日安における開催を原則とします。

- ・ **消毒の徹底（感染リスクの拡散防止）**
- ・ **マスク着用の担保（感染リスクの拡散防止）**  
マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保
- ・ **参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）**  
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（検温の実施、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等）
- ・ **参加者の把握（感染リスクの拡散防止）**  
事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握することや、接触確認アプリのダウンロード促進等の具体的措置を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- ・ **大声を出さないことの担保（大声の抑止）**  
大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備（人員を配置する等）
- ・ **密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）**  
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や十分な換気  
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止  
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施

- ・ **演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除**  
 演者と観客がイベント等の前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- ・ **イベント等の前後の行動管理（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）**  
 公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進

(2) 開催制限の緩和

イベントの性質	イベントの種類		収容率
・参加者の <u>位置が固定</u> （座席や立ち位置） ・入退場や区域内の適切な行動確保が可能	大声での歓声・声援等が	<u>ないことを前提</u> 例) クラシック音楽等のコンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、講演会、会議など	100% 以内 ※1
		<u>想定される</u> 例) ロック・ポップコンサート、親子向け公演、キャラクターショーなど	50% 以内 ※2 ※3
・参加者が <u>自由に移動できる</u> ・入退場や区域内の適切な行動確保が可能	大声での歓声・声援等が	<u>ないことを前提</u> 例) ギャラリーでの展示 など	100% 以内 ※1
		<u>想定される</u> 例) リハーサル室等での（大声での発声を伴う）練習利用	50% 以内 ※3

- ※1 定員の設定がない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を要する。
- ※2 異なるグループ（5名以内）又は個人間で1席空ける（同一グループ内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超えることもあり得る）
- ※3 定員の設定がない場合は、十分な人と人との間隔（1m程度）を要する。

<「大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合」とは>

これまでの当該イベントの出席者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでおイベントに照らし、観客が歓声・声援等を発し、又は歌唱することがみこまれないこと）を指します。

この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、「大声での歓声・声援等が想定されるもの」として取り扱うこととします。

各種イベントにおける「大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるもの」の例示は、「別紙3」を参照してください。

**<会議室・練習室等の利用について>**

大声での発声が伴わない利用については、マスクの着用や会場の換気等、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、定員まで利用することができます。一方で、条件が担保されない場合は、従来どおり収容率50%以内の利用とします。

**<楽屋・控室等の利用について>**

感染防止対策を徹底したうえで、密にならない範囲において、定員まで利用することができます。